

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	特別管理産業廃棄物 (感染性産業廃棄物) 収集運搬の委託	入 基 L P S - X - 1 0 6 2 5 - 2	
		承 認	令和 4 年 5 月 9 日
		作 成	令和 4 年 5 月 9 日
		改 正	令和 5 年 3 月 8 日
			令和 6 年 3 月 1 8 日
		作成部隊等名	自衛隊入間病院

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊入間基地で排出する特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬の委託（以下「役務」という。）について適用する。

1.2 履行場所

自衛隊入間病院（付図）

1.3 関連文書

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律137号）
- その他、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2 一般事項

- 本役務に関する全責任は、契約相手方が有する。
- 本役務に関する事項において、部隊との調整が必要な場合には、監督官と調整し、実施するものとする。
- 本役務を実施するにあたり、役務実施区域外への立ち入りを禁止する。
- 本役務の履行において、基地内の施設及び既設設備等に傷を与えないように行い、万一傷を与えた場合は、契約相手方の責により回復しなければならない。

3 役務に関する要求

- 収集運搬を行う特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の内容及び予定数量は、調達要領指定書による。
- 本役務の履行にあたっては、関係法令等を遵守し適切に実施し処理すること。
- 40Lプラスチック容器及び80Lダンボール容器を官側が指定する数量分準備するものとする。また、その材質、構造は（財）日本産業廃棄物処理振興センターにおける、感染性廃棄物容器評価格付けにおいて「合格」相当とする。
- 産業廃棄物が入った40Lプラスチック容器及び80Lダンボール容器は、開封または入替せずに収集運搬するものとする。

件名	特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬の委託
----	----------------------------

- e) 他社製の同容量容器についても、収集することを基準とする。
- f) 各容器に対応するスタンドを調達要領指定書に示す数量貸し出すものとする。
- g) 収集した産業廃棄物は、調達要領指定書に示す処理場まで適正かつ速やかに運搬すること。
- 3.1 設置及び運搬等 器材等の設置及び運搬等は、監督官等の指示のとおり行うものとする。
- 3.2 清掃作業 本役務の履行に際しては、監督官等が立ち会いの上、搬出及び搬出後の清掃作業を行うこと。
- 3.3 監督・検査
監督及び検査は、契約担当官が指示する監督検査実施要領に基づき実施する。
- 3.4 産業廃棄物管理票は、1部、準備すること。
- 3.5 契約相手方はこの仕様書に疑義を生じた場合、監督官と協議し、その指示を受けなければならない。

4 その他の基地内共通事項

4.1 基地内共通事項

契約相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）の指示に従わなければならない。

- a) 契約相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けるものとする。
- b) 契約相手方は、基地内において役務履行に必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- c) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- d) 契約相手方は、基地内における写真撮影について契約役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- e) 契約相手方は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。

4.2 その他

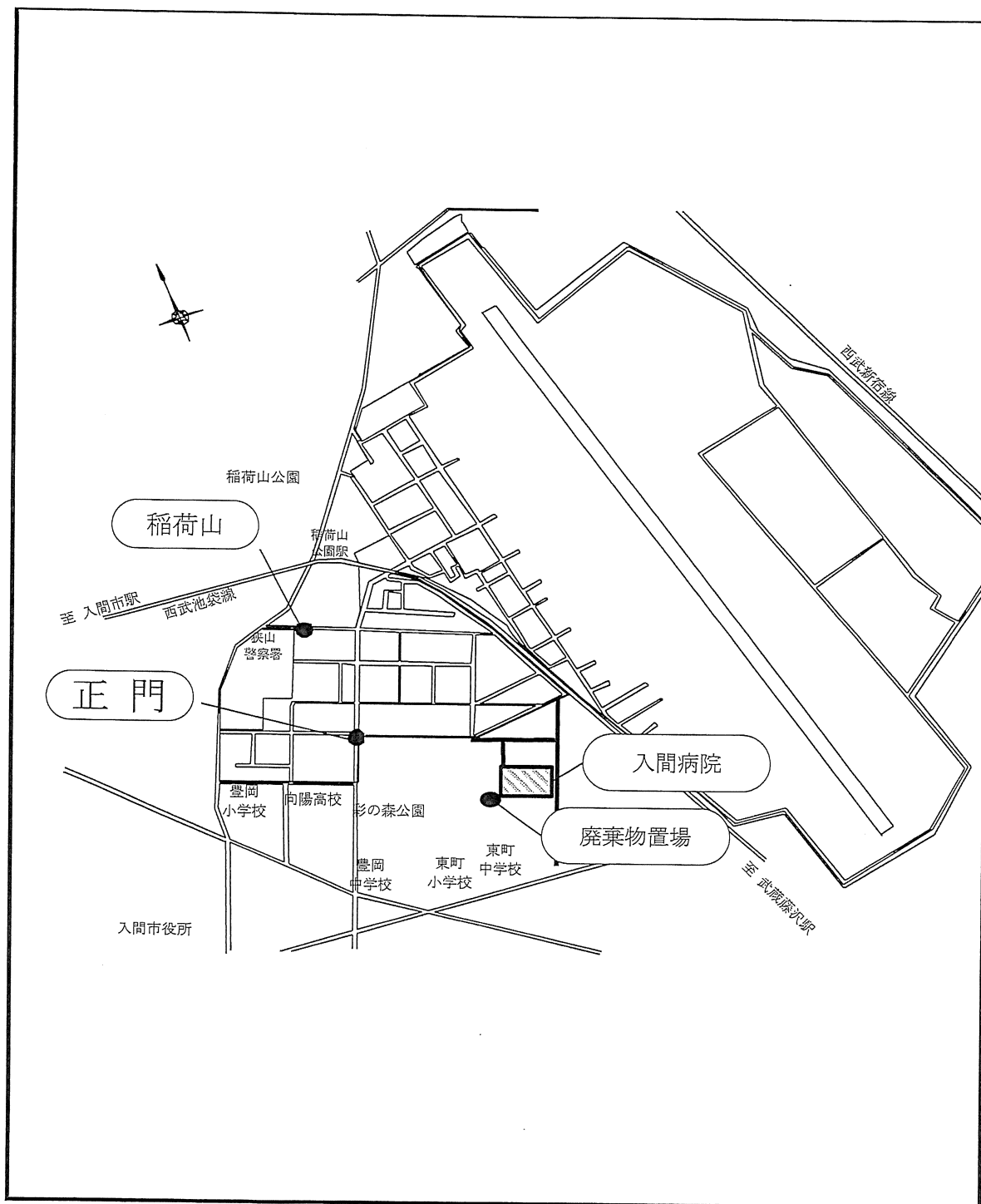
この仕様書に記載されていない事項で関連法令上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

4.3 役務の実施

官側は、契約相手方が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しない場合はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

件名	特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬の委託
----	----------------------------

- 4.4 契約相手方は、本役務の実施により知り得た内容に関し、官側の許可なく口外等してはならない。
- 4.5 この仕様書についての問い合わせは、自衛隊入間病院（内線 5 0 1 5）とする。



役務実施場所

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	入病総 6 - 3
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	自衛隊入間病院総務部総務課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 3 月 2 5 日
件 名	特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬の委託	
仕 様 書 番 号	入基 L P S - X - 1 0 6 2 5 - 2	

1 収集運搬を行う特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の内容及び予定数量

産業廃棄物の種類	内容物	予定数量	備 考
感染性廃棄物	針等貫通性があるもの	3 0 0 個	4 0 L プラスチック容器
感染性廃棄物	ガーゼ、綿等	6 0 0 個	8 0 L ダンボール容器

2 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）容器用スタンド貸出数

種類	貸出数	備 考
4 0 L プラスチック容器用スタンド	4 2 個	
8 0 L ダンボール容器用スタンド	3 5 個	

3 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の処理場（運搬先）

名称	住所
群桐エコロ株式会社	群馬県太田市新田大町 6 0 0 番 2 6